

## 平成25年第4回長南町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成25年12月5日(木曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 長南町若者定住促進条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 長南町防災基本条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 長南町見守りネットワーク条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 長生郡市広域市町村圏組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第6 議案第5号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 平成25年度長南町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第7号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第9 議案第8号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第9号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第10号 平成25年度長南町ガス事業会計補正予算(第2号)について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 森川剛典君の議員辞職の件

---

出席議員(14名)

1番	大倉正幸君	2番	鈴木喜市君
3番	森川剛典君	4番	小幡安信君
5番	板倉正勝君	6番	左一郎君
7番	加藤喜男君	8番	仁茂田健一君
9番	丸島なか君	10番	松崎勲君
11番	石井正己君	12番	丸敏光君
13番	古市善輝君	14番	松崎剛忠君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	藤	見	昌	弘	君	副	町	長	葛	岡	郁	男	君								
教	育	長	片	岡	義	之	君	会	計	管	理	者	岩	崎	利	之	君					
総	務	課	長	石	橋	弘	道	君	総	務	室	長	田	中	英	司	君					
企	画	財	政	室	長	兼	常	泉	秀	雄	君	住	民	課	長	野	口	喜	正	君		
税	務	住	民	室	長	唐	鎌	幸	雄	君	保	健	福	祉	室	長	荒	井	清	志	君	
事	業	課	長	麻	生	由	雄	君	産	業	振	興	室	長	岩	崎		彰	君			
農	業	推	進	室	長	御	園	生		明	君	地	域	整	備	室	長	松	坂	和	俊	君
ガ	ス	事	業	室	長	墨	田	好	美	君	教	育	課	長	蒔	田	民	之	君			
学	校	教	育	室	長	浅	生	博	之	君	生	涯	学	習	室	長	石	野		弘	君	

---

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	田	邊	功	一	書	記	杉	崎	武	人
書	記	片	岡			勤							

---

○議長（松崎 勲君） 皆さん、おはようございます。  
本日が最終日となります。よろしくお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長（松崎 勲君） ただいまから平成25年第4回長南町議会定例会第3日目の会議を開きます。  
(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（松崎 勲君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（松崎 勲君） 日程第1、一般質問を行います。  
先日からの一般質問を続けます。  
一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。  
今定例会の一般質問通告者は5人です。本日は質問順位3番から5番までとします。  
なお、一般質問につきましては、試行的に一問一答方式により行います。  
念のため、内容についてここで確認します。  
質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。質問時間は原則1人1時間以内とします。  
以上です。  
通告順に発言を許します。

---

◇ 森 川 剛 典 君

○議長（松崎 勲君） 初めに、3番、森川剛典君。  
〔3番 森川剛典君質問席〕

○3番（森川剛典君） おはようございます。  
それでは、3番、森川剛典、議長のお許しをいただきましたので、件名で2件、要旨で5件質問をさせていただきます。  
質問をするに当たって、4期16年の長きにわたって町政に携わってきた藤見町長に敬意を表するとともに、議場では一貫して真摯な姿勢のご答弁をいただき、御礼を申し上げます。  
さて、私ごとではございますが、私は、おととい、議長宛てに、12月14日付で議員辞職願を提出しておりますので、本日ご承認いただければ、これが最後の質問となります。2年7カ月という短い期間でしたが、執行部の皆様にもお世話になり、当選以来続けてきた一般質問にお答えいただき、誠にありがとうございました。

それでは、住民の皆様からいただいた問題について、住民目線で質問をさせていただきますので、よろしくご答弁ください。

最近、活動報告等で町内を回っていると、住宅地に近い耕作放棄地にマムシがいるので、地主に草を刈ってほしいと言われました。確かに、そのご近所でもマムシがいることを言われ、私も目撃しています。このマムシについては複数のご家庭で言われております。また、谷津田が荒れているところはイノシシの出没頻度が多く、これも近くの田んぼや農地を荒らしている問題であります。放火事件等はなくなりましたが、冬季は火災の危険もあるので、これらの耕作放棄地の及ぼす影響についてどう捉えているかの考えを伺いたいと思います。

ただし、最初に整理しておきたいのは、耕作放棄地も大きく捉えて、谷津田にあるもの、住宅近くにあるもの、大型圃場地域にあるもの、3つに分かれると思います。それぞれについての捉え方のお考え、影響があるかどうかのお考えを伺いたいと思いますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

3番、森川議員さんの質問にお答えしたいと思います。

件名としましては、耕作放棄地ということでございました。たしか3点ほどあったかと思えます。

今、町の現状を見ますと、非常に産業では、基幹産業が農業であるということは申し上げるまでもないわけでございます。そしてまた、本当に豊かな自然環境、風景を保全しておるといっても、本当によそと比べて誇りに思えることでございます。

そんな中で、それを次世代に継ぐには、まず農地を中心とした中で環境の保全を図っていかなければならないということで基本的には考えております。

そういったことで、今、耕作放棄地の問題が出ました。森川さんおっしゃったように、まず住宅の周りの放棄地、あるいは従来からの、今適当な言葉としては谷津田と言っていると思うんですが、何十年、それこそ、20年以上、場合によっては四、五十年前からの場所が、丹精された農地が、山合いにおいてはもうほかのものが生い茂って、農地の姿は全然ないというようなものが住宅の周り、あるいはそういったもの、あるいは圃場整備をやった中でも少なからず、場所によってはほとんどないと言ってもいいんですが、多いところへ行きますと非常に多いということ。

それと、ふだん、今まで、本当に数年前まですばらしい田んぼとして管理、収穫をしていたものが、ついここ二、三年の間に荒れて、特に今質問された森川さんの、大変失礼な言い方ですけれども、皆さん一緒している地域の人、あっちのほうへ行くと非常にふえてきている、そんなふうに耕作地の現況はなっていると思います。

町の基本的な考え方としては、これをどういうふうにしていくかということで考えますと、まず、町がどうしてもこの長南町に残していきたいというものは、まず圃場整備をやったところの土地を耕作放棄地にならないように、また土地改良しなくても、土地改良をした後の圃場でなくとも、それ相当の農地が、広いものがあるところについては、できるだけ、今私があるいは町が推進しております集団営農組織によって、あるいは大規模農家によって耕作をしていただいて、すばらしい農地として、また環境保全の意味で保全をしていき

たいと。

ほかの関係、申し上げた宅地の周りとか谷津田等については、残念ながら町の行政としては、これは町だけではございません。国も非常に頭を悩ませているわけで、いろんな手を次から次へ打っているんですが、いつも後を追っているような状態でございますけれども、これも財政的な面等を考えますと、やむを得ないというふうに考えておりますけれども、町の基本的な考え、あるいは私の現時点での考え方としては、宅地の周りあるいは谷津田の放棄地で荒れておるところ等については、これは個人でしていただくより、個人がやるのが原則にさせていただくことが私の考え方としては本来ではないかと、そういうふうを考えています。

ただ、そんな中であっても、今いろいろと農地・水等の事業で、これもたしか600ヘクタールぐらい、また正確な数字は担当のほうから申し上げますけれども、一問一答でやれるわけですから、そういったことで答えさせていただきますが、600町歩ぐらいは農地の保全関係で集落の人たちが挙げて共同でやっておると。個人でやるものあるいは共同でやるもの、また町が単独、あるいは県・国の補助金を使って保全をしていくというのが基本的な考え方でございます。

状況については、また質問の中で担当のほうから、どこにどのくらいあるという、何がどのくらいあるというようなことは担当のほうからお答えを必要であればさせたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 1番と2番に分けてありますので、影響を考慮して、そこから対策を考えていきたいと思いますが、今、個人が原則という話も出ましたが、それも踏まえて、要は耕作放棄地があることによって迷惑を受けている住民がいるわけですね。それをまず、どの程度の声が上がっているのかということと把握しているかということをお聞きしたいんですが、細かい部分についてそういう声がどのくらい届いているか、担当のほうにお聞きしてよろしいですか。

○議長（松崎 勲君） 農業推進室長、御園生 明君。

○農業推進室長（御園生 明君） それでは、お答えさせていただきますが、今現在、農業委員会のほうにはそういう苦情等は来ておりませんが、農業推進室の窓口に来られた方が1件、坂本地区でございますけれども、1件、それと公的機関でございますが、西消防署、分遣所のほうから1件ということで、現在まで2件の相談が参っております。

その相談につきましては、地権者を調べまして、対応のほうはさせていただいております。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 今のお答えをいただいて、要はこれを解消していくためにはどうするかと。確認をしておきますが、やはり皆さん、耕作放棄地がありながら、なかなか報告はいたしていただけないんでしょうけれども、やはり住宅の近くにマムシがいるということ、これは複数あるんですけども、私はだから、何メートル刈っているよとか、でも、地主が違うんだけども、許可を得ると、こういう問題がありまして、あとはイノシシ問題は、イノシシ対策にもかかわってしまうんですけども、耕作放棄地があるとやはり私の言われた深沢のほうでは、イノシシが遊んでいるよと。これによって、イノシシが集まってくることによって、またそこで悪さをする、これは関連しているわけなんですね。そういうことで、放棄地はないほうがいいというこ

とで、この解消に向けてちょっと2番でお聞きをしていきます。

耕作放棄地は減少でなく、ふえる傾向にあると思いますが、その増減について、今600町歩というお答えもいただきましたが、もしわかれば、谷津田とか圃場地域とか住宅地域、私は少なくとも住宅地域の近くの小規模の方はだんだんやめて、ふえていると思うんですね。その根本的な解消方法を、今度は対策として考えているか、その辺についてお聞きしていきたいと思います。

大規模農業だけではなくて、大規模農業の方は集約化が進むと思うんです。ただ、小規模農業の方がどんどんどんどんやめていく場合に耕作放棄地がふえますので、それをどのようにサポートして耕作放棄地がふえないようにするのか。転作を奨励したり、あるいは小規模農業者の認定を10アールにして、谷津田に農業者が入るとか、新たな農業者ということですね、あるいは国の耕作放棄地の再生利用案、こういうのを使えるものはないかと、そういうところを検討しているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） 耕作放棄地の問題ですけれども、耕作放棄地、長南町の場合を申しますと、耕作放棄地についてはふえる傾向には今のところございません。

全体では、長南町の農地面積というのは1,500町歩ぐらいございます。40年前に管理転作等々で、谷津田については既に40年前にもうほとんど荒れて、今の状況と変わっていない状況だと思います。

今、実際に農地として使われているものですが、長南町農振農用地、田んぼだけで申しますと、856ヘクタールございます。そのうちの土地改良が済んでいるもの、762ヘクタール、農振農用地での土地改良の比率で申しますと、88%は耕地整備ができていうふうに考えております。

いま一つ言いたいことは、新聞等で相当にぎわせていますけれども、来年度から農業が変わります。国のほうは減反を廃止する、さらに規制緩和もしましょう、さらに大規模農家に土地の集積をしましょうと。要は生産コストを下げ、米の価格を下げていこうというような施策をこれからやっていきます。要は、土地改良をやったところについては、小規模の零細農家については、生産コストを下げますから、お米の値段が下がってきます。割に合わなくなった方は、大規模農家だとかが農組織に土地を貸して集積してくださいというふうな方針が今、政府のほうでは出ている状況です。

そういった中で、じゃ、住んでいる周りの耕作放棄地をどうするのか、あるいは谷津田をどうするのかという話ですけれども、それについては、谷津田あるいは地域の周りについては、先ほど町長がお話ししましたが、農地・水というような国からの補助制度がございます。長南町では約600ヘクタールぐらいの面積で今やらせていただいております。地区は15地区になります。そういったところで、自分の周りの農地あるいは環境は自分たちでやはり守っていただくと、そういうような形でこれからもやっていければというふうに思っておりますが、来年から農業はどういうふうになるのか、まだ全く国のほうから指針が出ておりませんので、来年以降、農業が相当変わってくるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、質問の要旨の中へ、小規模でたしか1町歩を指したと思うんですが、1町歩ぐらい

の農家でもと、こういうあれだったと思うんですけども、今課長がお答えしたように、とりあえず今、国の考えは課長のほうから申し、森川さんの質問の要旨は、町としてどうするんだと、こういうことだと思うんです。

そこで、お答えするんですけども、今小規模ね、長南町の平均が大体、今ちょっと落っこっていると思うんですが、私どもがもう何十年と使っているのが、長南町の平均が5反歩と言ったんです。ですから、平均するとそのくらいで、先ほど1,500町歩と言っているものが、これ合併当初、30年代は、長南町の水田は1,800町歩と言ったものですから、それが今は1,000町歩を切っているわけですから。それで、国の施策として転作とかいろいろあって、谷津田を、まず米をつくるのに労力の要するところを米をつくらぬ土地として、昭和44年ごろから始まった転作の際、皆さんが米をつくらなくなってきた、植林をしたものは国の制度にのった、立派な制度にのった、ただ保全管理のように草を刈りますということで、保全管理で転作したものは、あるいはもう木を植えて、その木も既にうちを建てるぐらいの、もちろん50年以上たっていますから、そういう状況だということで、もうどんどん減ってきています。

そこで、じゃ、1町歩ぐらいのものを町が単独でというようなご趣旨だと思いますけれども、現時点ではとても国が考えている制度に、町が農家の方々の理解をいただきながら進めるということも大変で、至難なことでございます。大変問題を抱え、また財政的にも大変です。大変だということは、私が今期の中に5億積んで、町が単独でやるんだよというふうにして耕作放棄地をつくらぬように圃場整備をやったところ、つくらぬんだということでやったように、単独でやらなければ、もちろん森川さんのおっしゃる1町歩ぐらいの小さな規模のものに対しての手当てということになりますと、これは町単独でもいろんな事業、いろんな面で計画を町をよくしていくということで考えた場合、ちょっとそこまでは財政的に余裕がないと。ですから、不可能だというふうなお答えをこの際申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） こういう耕作放棄地について調べてみると、なかなかいい案がないんですね。今後、これについてはいい案をぜひ考えていただきたい。

その中で、少し論点がずれているのは、1番、2番で申し上げた耕作放棄地は自分たちは自分たちで守るところもいただきましたけれども、個人のものなんです、それが影響を及ぼしているんですね、マムシだ、イノシシだと、ハクビシンとかいろいろいるでしょうけれども、そういうものの対策を一つはぜひしてほしい。草刈り条例とまでは言いませんけれども、やはりそういうものがいたとき、隣の田んぼにマムシがいて、それは自分たちで守るといってもなかなか守れないんですね。そこは草を刈ってもらったりしなければいけないんですが、そういうことについては、町のほうでそういう苦情に対して勧告とかできるかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 実際に現況を森川さんは言っているわけで、私も現況はよくわかっております。

それで、それを迷惑のかからないように、あるいは何か悪い面が、環境面で悪影響を及ぼすようなことを防ぐ意味での条例を、あるいは決めごとを何かつくったらどうかというような今ことですけれども、それも一つ

の手法でございますけれども、それはいつかの時点ではそういうふうに、これは私の町だけでなくして、県とか国も、このままでいたら国は、一口で言うと、もう悪いほうへ悪いほうへ行っているわけですから、どうしても国が何か手を打たざるを得ないと思うんです。

ですから、私は条例とか何かでなくして、今やっている農地・水とか、ああいった制度で、地域が挙げて、個人個人でやるといってもこれは大変ですから、地域地域でそういった放棄地で荒れているところ、皆さんにご迷惑のかかるようなところは地域でやるようにする。地域がそういったことに走れば、個人の心も動いて、あるいは皆さんにそこまで迷惑というか、それが一つの人間というか、言葉が適当でないけど、普通の方だったら、みんながそうやって私のところを刈ってくれるんだったら、あるいは私の何人かのためにそういうふうにやってくれるんだったら、自分たちでやろうという普通だったらそういう気持ちに私はなると思う。それがやっぱり社会の人間形成の中では大事なことであって、それを現時点、あるいはまだこれからも相当長い期間続けてそういった形で行くよりしょうがないと思うんです。これを条例とか何か決めごとをつくって、条例でつくって罰則規定までついたらこれは効果がありませんから、そこまで、罰則規定までつくってやるということになると、地域が崩壊すると思うんです。今でさえ、集落内でも年に何回しか集落の人が顔を合わせない、集会所や何かへ集まらないのが今でさえ困っておる、そういったことをなくすために農地・水なんかすばらしい事業だと思う。ですから、ああいった事業で地域を守っていただくと。それがどうしても不可能だという時点では、これは条例制定もやむを得ないと思いますけれども、まだまだそこまですべきではないと、もっともっと地元でみんなしてやってみることが大事だと、今の現時点では皆さんでやるんだということが私は一番だと。

また、町ではそういう形で何年か、長い将来、ただ将来って二、三年の将来もありますけれども、まだ10年やそこいらの将来は、こういう形でみんなで守るといえることが私は一番いいことだと思います。ですから、余り小規模の農家まで、ずっと続けられるようではなくして、組織の中へ入って行って、組織に参加して農業をされるという形、個人でなくして組織の中へ入る、あるいは大規模の方と一緒に農業をしながら地域の保全に努めると、これが一番いいことだと思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） では、この項については長くなりますので、要望をして終わりにしたいと思います。

そういうことで、農地と水を進んでいく場合もあるんですが、やはり私も進めていく中で断られた地域もあって、そういうところの地域もあるわけですね。今回の件については、そういう迷惑を言われた場合に、条例が難しければ、ぜひ、おたくの田んぼからマムシが出ているよと、そういうことは気をつけてくださいねと、持ち主に、個人から個人に言えない場合もありますので、その辺は農業委員会のほうもちょっとその地主に話していただくとか、そういうことをお願いしたいと思います。

それでは、項を変えまして、2番の災害対策について、3点を伺ってまいります。

まず、1点、避難勧告についてお伺いします。

先般、10月17日の台風26号で長南町にも大きな被害が出ましたが、茂原市は午前5時半ごろ避難勧告が出たそうですが、長南町はどうだったのか。

全国で65%の自治体で避難勧告は出なかったようですが、やはり判断マニュアルができていなかったかと思うんですが、どうなのかと。台風28号では、今度は早目に公民館への避難の呼びかけもあったようですから、その辺が対応策はできていたのか。避難勧告が出なかったことがどうだというよりも、もし今あのような台風が来た場合に、住民の避難についてどのように対処するのか、そういうものができていればご答弁を願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 災害の関係で、避難勧告ということでございますけれども、避難勧告とは、対象地域の住民に対して、生命・身体の保護を目的として安全な場所へ移動を求め、早目に避難を促すために出されます。その住民を決して拘束するものではありませんが、発令する市町村長は、その勧告を尊重することを期待し、避難を勧め、促すものであります。

法律では、災害対策基本法第60条で、避難のための立ち退きの勧告と規定されています。国、内閣府で作成したガイドラインによれば、人的被害の高まった状況で、通常の避難行動ができる人は避難を開始しなければならない段階とされています。

また、避難指示とは、避難勧告の状況よりもさらに水害等の災害の危険が切迫している場合に出されるもので、避難指示は、避難していない人ではすぐに避難しなければならない段階で、もし、避難する時間的な余裕がない人は、生命を守るための最低限の行動をしなければならない段階です。災害対策基本法第60条で、避難のための立ち退きの指示と規定され、国のガイドラインによれば、災害の前兆現象の発生や、そのときの切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された段階で発令されるものでございます。

町としては、答弁書を読むよりも、今実際にやっていることを申し上げます。

いずれにしても、町長は私ですから私が判断するんですが、気象予報はもちろんでございます。県からの指示ももちろんでございます。特に私の場合、県を尊重いたしております。県のほうからの命令に従います。それが原則的な考え方でございます。それで、私は、もし避難をさせろというときには、副本部長、あなたになっているか、副町長にね、やってくれというふうな私が指示をすると。あくまでも県の指示を待っておるといのが現状でございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 実際に避難勧告、避難指示、判断して出すのは非常に難しいと思います。夜中に、4時ごろあれだけ降ればなかなかわからないと思う、私も、風が強いか、雨が強いかわかりませんでした。

ただ、この28号で早目に出していただいたように、避難なれをすることが大事かと思うんですね。災害はどうしてもその規模によって起こりますから、人的な被害を少なくするために、今後は早目の避難を呼びかけて、避難なれをするとよろしいかと思うんですね。各家庭で、自分はどういうところが危ないのか、崖崩れなのかとか水だとか、その辺についての注意もぜひお願いしたいと思います。

なぜ、それかというのは、当然のことですけれども、お話を住民の方に聞いていると、あの台風の朝の雨の中、新聞配達をしていた人がいるんですって。この方は、毎朝遅れると怒られるんで、あの雨の中、おばちゃ

ん、それ死んじゃうんじゃないの、いや、だけど、怒られるから行くと、そういう人もいますし、私はあのとき、9時ごろ、水が多いと思って……

〔「遅いよ、おれは5時だよ」と言う人あり〕

○3番（森川剛典君） 中原のほうですか、道路に水が5センチか10センチ流れているんですよね。そこに木があつて、それをよけようと思ったら、風が吹いてきて木が、軽トラがこう来たんで、慌てて逃げようとしたら、水路に落ちそうになったんですね。ですから、9時ごろでは大丈夫かなと思うけども、そういうことがある。

ですから、事前に、このくらいの台風が来るときは危ないですよ、水路を見に行ったりとかよくやっていますよね、そういう注意も今後はしていただいたほうがいいと思うんですね。台風が来る際については、見回りとかそういうことについて十分してください。それから、来た後も、そういう危険地域があるのでやたらには近づかないでと、そういう人的な被害についてぜひ気をつけて、注意勧告とかそういうものをぜひ出していただきたいと思うんですが、あるいは呼びかけですね、防災無線など、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 森川さんも、出すのは非常に難しいということを理解していただいているわけでございますけれども、今回の例をとります。26号、私はこういうあれですから、帰るよといって早く帰りました。うちへ行ってから、ああ、そうだな、指示が忘れたなと思って、総務課長に電話した。今夜は泊まりふやすか、いや、誰々で役場一の人が泊まるからね、泊まる立場の人ですよ、役場の中で一番よく知っている人が泊まるから、今のところふやしませんと言うから、ああ、そうか、じゃ、頼むよ、おらんち、防災無線が下で、上にはねえかな、電話で何か連絡くろよと、これで電話切りました。それが第1報の指示ですよ。泊まりふやしたほうがいいかなと思ったけど、役場一の者が泊まりだというから、よし、総務課長が言うんなら任せたと。

それで、何ら連絡がありませんでしたけれども、明るる朝7時ごろ登庁したとき、職員は既に総務課事業室は4時ちょっと前にみんな出てくれて、巡回をしたと。私は、よく巡回なんかするとき、2人でやれというの、もう危険きわまりないですから、何が起こるかわからないと思って、そう言っているんですが、そういうふうにする巡回をして、道路であれば、今森川さんがおっしゃったような、道路機能が侵されないようにするか、あるいはそのほか、土砂災害なんかについては、たしか30数カ所になりますけれども、今大体あそこの裏山が危ないというのはつかんでいるんですよ、言葉が悪いんですが。そこには、電話で注意しろということは言っています。そのくらいでしております。26号はそういう状況でした。

27号のときは、副町長も泊まってくれまして、これは県のほうも26号で、あるいは茂原市も26号で、みんなちょっと後手があつたんですね。だから、手回しよくびつとこうやったわけです。幸いにして大した、ちょっとそれましてですね……。

ですから、自分なりに感ずるところは、先ほど言った注意とかお願い、注意とかお願い、あなたこうしてくださいとかというの、非常に勇気を持って、空振りでもいいから勇気を持って首長はやらなくちゃいけないというのを今回つくづく思いました。何かが起こる前に気をつけるということは、やっぱり首長として何らかのそのとき、そのときによって何らかの通達、指示を町内に出すというのが、これがもう空振りであってもいいからやるのが首長の責務だなと。大変なことだけど、後であんまり起きなくて言われたって、これは空振

りだったって、これは皆さんに喜んでもらうよりしようがないです。もう藤見の言うことは、やったっていつも空振りだって、空振りだってなったって、それを恐れずこれもやっていかなければならない。

ですから、今森川さんが言うように、全ていろんな情報、県から、あるいは天気予報や何か見ている、テレビでやれることを、防災無線とか、あるいは場合によってはいつも水がつくところはわかりますから、そういうふうにして……。ですから、27号のときは公民館のほうへおいでになられた方もいらっしゃいますけれども、あのときはもう、じゃ、避難場所をつくろうということで、26号のことがあったから、みんなそういうふうにしたわけでございます。

ですから、今後はそういった形で常に備えて、空振りに終わることも多々ありますけれども、首長はそういった勇気が必要だと、こんなふうにも考えたところでございます。ご指摘のように、今後はそのようにしていかれたらよいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） まだ、任期中にそういう災害いつ起きるとも限りませんので、ぜひ、その方向でよろしくお願いいたします。

それでは、要旨の2、災害見舞金の創設についてお伺いをいたします。

台風26号の被害が非常に大きかったわけですが、崖崩れによる住宅の半壊あるいは床下浸水、床上浸水、住宅取付道路の損傷など、被害に対して町として災害見舞金などを交付したものがどうかについてお聞きをいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） お答えいたします。

今回の災害について、前もそういうふうにしておりますけれども、今回の災害見舞金を一つの例としてお答えしたいと思います。

26号の台風による見舞金としましては、床上浸水、居住する家屋の一部損壊、半壊の被害者の5件に対しましては、日赤千葉支部、千葉県共同募金会、町社会福祉協議会から災害見舞金をお支払いしております。

私の考え方の中には、町社会福祉協議会は社会福祉法に基づく社会福祉事業の企画・実施、住民の社会福祉活動への参加のための援助等を行うことにより、地域福祉の増進を図ることを目的とすることなどから、町との関与、結びつきというものが非常に深く、町と一体感を持った中での運営であると認識しております。町のほうでは、ですから、わかりやすく言うならば、出しておりません。ただ、社会福祉協議会を通じて、先ほど申し上げたもの、あるいは町社会福祉協議会から出ております。

そして、社会福祉協議会と、じゃ、町は今申し上げましたけれども、私が本当に基本的に考えておることは、いつも申し上げておることは、町社会福祉協議会がいろいろな事業をやっております。今、ヘルパーさんによる介護事業、あるいはシルバーによる作業、あるいはいろんなそういった今申し上げたような見舞いとかそういったもの等々いろいろやっておりますけれども、あれは全てが町がやる事業を向こうへお願いしておるんだと。

ですから、社会福祉協議会の役員会、特に理事会、評議員会には私は顧問の立場でたびたび出させていただきますけれども、そのときいつも冒頭申し上げることは、私ども町がやらなくちゃいけないことを皆さんにお願いしておりますと、常に感謝の気持ちを持って挨拶をさせていただいておるのが現状でございます。

そういったことで、見舞金については協議会を通じてお出ししておることが現状でございます。町では出しておりません。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 社会福祉協議会という認識が町民全部に通じていけばいいんですが、町がこの災害に対して、被災者に対して見舞金ということは、町が関心を持って対応するんだよと、そういう意味合いがあると思いますので、ぜひ、私は町として災害見舞金があったほうがよいと要望いたしておきます。

また、これに関連して、被害が大きなお家庭もあると思うんですね。こういう場合に、社会福祉協議会あるいは町で義援金の募集、それから茂原市ではボランティアが出たそうですが、今回のケースでなくても、もし長南町に甚大な被害があった場合に、ボランティアの要請をするつもりがあるか、この2点について伺います。よろしくをお願いします。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） それでは、2件、森川議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、義援金の関係でございます。この義援金の関係につきましては、町の社会福祉協議会、それと千葉県共同募金会の長南の支部会の共同で、千葉県茂原市台風26号災害義援金として、11月1日から今年の12月31日までの2カ月間義援金として募集をしております。今、この募金箱は役場のロビーあるいは社会福祉協議会、公民館等に置いてありますので、そういった中で募集を募っておると、こういうような現状でございます。

また、今回の広報ちょうなん12月号のほうでも募金を募集していますよということで周知しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、ボランティアの要請の関係なんですけれども、ボランティアと申しまして、一言、いろんなボランティアの捉え方があるかと思えます。ボランティア、例えば被災して、今回のように須田地域とか一部の行政区域の場合のときには、いわゆる町のほうからいろんなほかの地区から応援してくださいよ、ボランティアとして協力してくださいよということができると思えます。今、町は協働による町づくりということでボランティアの登録制度を設けておりますけれども、正直申しまして、このような長南町の人口の現状から、都市部と違って人数がまだ十分とは言えないというようなことで、正直申しまして、町自身から発信する要請できる体制というのは十分でないと思えます。

一方、東日本大震災、ああいう場合には、3県にわたる広域的な災害状況でございました。そういったものに対しては、新聞報道等でもう全国から自主的にそちらのほうに参集するという形で応援が来てくれると。そういった場合には、自主的にボランティアの方が来てくれる場合には、町のほうで定めております地域防災計画というのがございます。その地域防災計画に基づきまして、ボランティアの方々の受け入れの環境整備いたしまして、それをいかにかうまく業務を配分するか、そういったもの等は社会福祉協議会あるいは保健福祉室がボランティアとして来た方の業務をどう配分して、どういうふうに割り振っていくかということが明確に規

定しておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） では、ボランティアの件に関しては、今後受け入れることと、それからまた甚大な被害があった場合に、長南町の方が自分の町を自分たちで守れるような方法をとれるようお願いします。

確認したいのは、茂原何とかで長南町という名前が出ませんでしたけれども、先ほどの社会福祉協議会の義援金については、長南町の被災者の方にも、集まった場合には交付される場合があるかどうか、それだけ確認をさせていただきます。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、石橋弘道君。

○総務課長（石橋弘道君） この義援金につきましては、大きな災害、激甚災害の指定を受けた地域について、義援金を募集できるのは長南町、自治体市町村はできませんので、日赤と共同募金会、その2つしかできませんので、その指示によって義援金が募集されるということで、その配分は今回は茂原市の激甚災害の対象ということですので、長南町は該当になりません。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 災害の大きさにもよるんですが、やはり家屋が崩壊した家もありますので、そういう意味での義援金、今後はどうしたらいいのかなと、そういうところでの義援金という意味も含まれていますので、その辺もちょっと考慮に今後検討をいただきたいと、そういうことで、この項については終わりにさせていただきます。

それでは、最後に入ります。災害対策ということで、3番、要旨、崖条例対象家屋の災害補助金の新設及び対策補助金の創設について。

これについては、町長の任期のこともありますので、考え方をお聞きしていくことにとどめたいと思いますが、この問題は定住問題にも絡むかもしれません。大事なことは、崖条例対象家屋に災害があった場合に住民がどうすることができるのか。現状では、どうしようもないまま崖を見上げて、ああ、困ったなど、そのようなことになっているという切実な問題から始まっているという認識を持っていただいて、質問とさせていただきます。

今回の台風の被害では、ある家の床上・床下の境ぐらまで土砂が押し寄せたご家庭があります。幸いに家屋に損傷がなかった模様なんですが、しかし土砂をかたして、再度の災害の危険を除去するためには、やっぱり防護壁を設置しなければならないわけですね。しかし、住宅の裏等で崖崩れがあった場合、裏山が保全林等であった場合や、もしくは工事施工後、保安林に指定する場合、この場合については町の災害補助金では15%、県で33%、合わせて48%の補助金が出ます。しかし、この負担率では崖を直すというのは大変ではないかと思うんです。このご家庭では、見積もりでは800万円、測量費も入れると900万円ぐらいかかるのかなと。そうすると、400万を超えた負担をしなければ安心した防護壁ができない。

ただ、こういう場合に果たしてそれだけの負担金を払ってできるのかなという問題があります。また、裏が民家の雑種地などだったら対象にならない場合もありますし、災害に遭われた方は土砂をかたすぐらいしかし

ていないわけですね。こういう家を含めて負担金が高額なために防護壁を申請する方は今回なさそうなんです  
が、こういう方に町としてはどういうことができるのかと。なかなかできないようなので、今後は過  
疎債などを使って、例えば建築基準に合った防護壁をつくる場合、1,000万円だったら過疎債が70%を使う、  
町では15%、本人負担15%ぐらいの負担で崖条例対策補助金を新設すべきだと思いますが、この辺はどうで  
しょうか。

あと、もう1点、防護壁は移転に比べて非常に高額なんです。防護壁をつくっても何十年後にはまた崖の  
崩壊の危険性がありますので、本当は移転をしたほうがいいんですね。そうすると、防護壁設置に比べて移転  
のほうが安価であるし、移転促進を考えていくべきだと思うんですが、これについて、この町の抱える問題と  
してお聞きをしたいと思います。

補足をいたしますが、400何十カ所、崖条例に対応するところがありまして、私のところもレッドゾーンで  
すけれども、レッドゾーンですと、資産価値が非常に低くなるんですね。それでも、固定資産税は一緒なんで  
すね。ということは、固定資産税を安くするか、あるいは同じに取るんだったら、その辺はもう少し勘案して  
あげてもいいんじゃないかなと思っておりますので、その辺も含めてご答弁をいただければと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今質問の中の、現状と、今現在、町のほうではこんなふうに行っている、あるいはこん  
な考え方だということを私のほうから申し上げて、ほかのことについては担当のほうから答えさせたいと思  
います。

まず、崖条例で対象になっている家屋に対して、その人が工事をするんだということであった場合、助成、  
あるいは町がそういったものを助成するから、定住する意味で奨励するというようなご質問の要旨だと思  
います。

ただ、いろいろ問題があると思います。今、森川さん言われたように、県で3分の1、町が15%、48%で  
900万ぐらいの人ですな、今回のあれで500万ぐらいの人が1件だけやるということでちょっと話が合ったから、  
おまえ、250万、先出すんだぞ、それは承知しているかと言ったら、承知していると、こう言っていましたけ  
ど、前は県が7割持ったんですよね。これは、国は補助金が出ませんでしたから、県がね、町はたしかあの  
ときは1割で100万を限度とした。ですから、1,000万ですと、県が7割、町が1割、800万の補助金で、200万で  
2割でできたんです。それが今は48%ぐらいで、1,000万だったら五百二、三十万本人が払う、これはとても  
無理なことなんですけれども、大変わかりやすく言うならば、財政的なことで、県もそうされたし、その県が  
下げたときに町が、じゃ15%にしようということで、5%でございませけれども、たしか直したと、こんな  
ふうになっていると思います。そういうことで、現況としてはそういう状況です。

それで、先ほど過疎債の関係等が出ましたけれども、これは非常にやっぱり難しいと思います。個人の財産  
でございませ。財産を町がそういったふうに事前に奨励して工事をすることはできません。ですから、  
あくまでも、よく国もいいことを言っていますね、また首長なんかもいいことを言う。生命、財産を守ります  
というけれども、これは、そういったことについては命を守るだけなんですよ、財産まで守れないんです。財  
産まで守る自治体にそれだけの財政力がないという、国にそれだけ、県にそれだけ財政力がないんだというこ

となんです。命だけ、ですから、先ほど、さっきの、前の中でもやりとりしたとおり、早目に今度は連絡をもっとしなくちゃいけないし、するようにすると言ったけれども、そういうふうに、あなたは安全な場所へと、どうしても遅れた人はそのうちでも一番、そういう災害があっても一番安全なところへいてくださいというふうに、命だけのことを現在やると、やっておるのが行政指導なんです。

財産まで守るということになりますと、非常に財政的な面で、これは国・県また我々町村にしても、財政負担の上からとてもそこまでは、いろんなことを、これは承知のとおりでございます。いろんな面で、限られた中でやっておりますので、現時点ではそういったことは、ただ過疎債を有利だからということであるということについても、これは3割についてはお返ししていくわけでございますから、それがいいか悪いかということになると、たしか担当のほうは前向きに検討するようになっていくんじゃないかと思うんだな、なっていないか。いずれにしても、過疎債を使ってやっていくにしても、財産まであれするということは、命だけはということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、石橋弘道君。

○総務課長（石橋弘道君） 過疎債を利用してという件でございますけれども、現時点ではそういう事業に対しての、今、町での過疎債の事業計画にはのっていないのは現状でございます。

また、今町長が申したとおり、個人給付での過疎債、擁壁をつくっての過疎債利用ということも、現段階では非常に難しいのではないかとこのように町では考えております。いずれにしても、県と協議を十分する必要があります。今の段階では、余り前向きないい返答はできないのが現状ということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） それでは、一、二分の残り時間だと思いますので、要望ということで。

やはりこの町は四百何十カ所、崖条例あって、非常に住みにくい、ここに家を建てかえる場合にローンを組むこともできない、こういう現状ですから、何年かかっても、そういう方向性としてぜひ新築の際は町内に移転してくださいと、安心な場所に、そのようなことができるよう、今後、施策を考えていただけるようお願い申し上げます、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、3番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は11時15分を予定しております。

(午前11時00分)

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

---

◇ 小 幡 安 信 君

○議長（松崎 勲君） 次に、4番、小幡安信君。

[4番 小幡安信君質問席]

○4番（小幡安信君） 4番、小幡。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

それこそ、現町長に対する質問は私も最後となると思いますけれども、お礼については次の質問で用意してありますので、前回の残りのふるさと納税のことについて、まず質問させていただきます。

推進活動の積極化について質問をしたいわけですが、まず、町の現状ですね、長南町へふるさと納税をしてきている人がどのくらいいるのか、あるいはホームページ以外でどのようなPRをしているのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

また、全国を見ますと、ふるさと納税を上手に利用して町おこしに役立っているところも幾つかあるように見受けられます。そのようなことを調査して町に役立っているのか。

さらに、前回とはちよつとつけ加えますけれども、ふるさと納税にかかわらず、寄附金という形で特別な目的、例えば今問題になります小学校統合に関して、小学校建設に対する寄附金あるいは庁舎に対する寄附金等についても、これが町が主体となることができるのかどうか。

また、町に寄附をしてくれた人に対して、具体的にどんなお返しを現在しているのか等について、とりあえずお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 4番、小幡さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ふるさと納税の関係で、今の状況等についてご質問いただきました。お答えいたします。

ふるさと納税をいただいております方は、今年の10月末までで13人でございます。

ふるさと納税のPRにつきましては、町のホームページ以外では行っておりません。ふるさと納税していただいた場合、町の広報に掲載し、ご本人の同意が得られれば、氏名等も公表をさせていただいております。

次に、目的を持った寄附金集めについてでございますけれども、ふるさと納税をしていただく際に、欄があるわけなんです、そこへ、何々に使ってくださいと、そういった申し込みがあった場合、あるいは一般的にも1年のうち100万か200万寄附をいただいておりますけれども、そういった関係で、使途について、こういうものに使ってくださいという欄があるところへ書いてくれたり、あるいは寄附を申し出たとき、受ける際に、例えば教育に使ってくださいということであればあるいは福祉に使ってくださいと、そういった言われたことに使わせていただいております。

それがない場合は、一般寄附という、言葉が適当であるかわかりませんが、事務処理上は一般寄附ということで、財政調整基金にまず積ませていただいて、使わせていただいております。私がお世話になってから一、二件あったように記憶しているんですが、多くもらったところへ何に使ったからとちよつと連絡しろよということで、口頭で連絡したこともあるんですが、一般基金に入れたものはこういうものに使ったということは本人には知らせておりません。そういった管理状況というか、そういう実態です。

それと、今質問の要旨になかった役場とか学校とか、そういったもので寄附を、あるいはふるさと納税の目的を書いていただければ同じだと思いますけれども、まずそういった金の集め方を、基金の集め方を何かやったらどうかと、こういうことですが、その辺についてはもうちよつと検討を要するのではないかと。と

申すのは、先ほど要旨の中にもございましたけれども、学校を建てる、あるいは庁舎云々で寄附というのが、果たして目的を持った寄附を呼びかけるのはいいことか悪いことか、その辺がまだちょっと勉強しておりますので、いずれにしても、検討はしてみる一つの課題であるというふうには考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 今のお答えで足らなかった分で、寄附をしていただいた方にどのようなプレゼントを与えているのか。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） お礼としては、町の広報紙あるいは観光パンフレットですか、そういったもの、例えばAならAという方には、町の状況がわかる広報紙あるいは観光パンフレットとか、あるいは額にもよりますが、大体お礼の意味を持ってやらせていただいていますけども、レンコンとかハブの焼酎とかお米とか、そういった町の特産品をお礼に送らせていただいております。これはほんの気持ちでございますが、そういうふうなことをさせていただいております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。

先ほど答弁の中で、ふるさと納税者13人という数字を出していただきましたけれども、今まで私の認識ですと、昨年度2名程度という認識していたんですけども、この13人という数字はふるさと納税制度ができた20年からの累計ということになるのでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 今、小幡議員おっしゃられたように、20年度からの通算ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。20年から13人しかいないという感じで私としては受け取りたいんですが、近隣の市町村の現況も似たり寄ったりかなという感じもしているんですが、近隣の市町村のふるさと納税制度に対する寄附者、それがどの程度いるかは調べたことがあるのでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 近隣の市町村の状況ということでございますけれども、これも通算でよろしいでしょうか、20年度からの。

〔「はい」と言う人あり〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） まず、長生村が9人です。それから、長柄町が17人、睦沢町が10人、それと白子町が174人、一宮町が272人、茂原市が73人ということでございます。

白子町のほう、174人ということでございますけれども、聞くところによりますと、職員のほうの寄附もあったというふうに向っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 白子町、一宮町にはちょっと人数が多くて、私も知らなかったのですが、びっくりしたんですけれども、PRの仕方が私たちと違っていいのかなという感じもしているんですが、そのところは調べてないですか、PR、ホームページ以外で何かしているということを調べてあるんでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） ホームページ以外ということでございますけれども、一宮町がホームページで常時行っておりまして、またほかには、不定期でありますけれども、広報紙に載せるということなんです。あとの市町村はホームページのみというふうなことで伺っております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。

このふるさと納税、あわせて寄附金も一緒に考えておるわけですが、これは非常に町にとってはありがたい財産だと思うんですね。

それで、金額のことは今お聞きしませんでしたけれども、以前、実は議長さんが北海道の東川町というところで町おこしを非常に盛んにやっているぞということで教えていただきまして、私も調べてみました。そこでは1,792人から6,617万集まっていると。これは、東川町というのはもっと長南町よりも人口的には小さい自治体です。面積的には、北海道ですから、ずっと大きな町なんですけれどもね。

そこでは、きちんと目的を示して、こういうことに使いますから、ぜひお願いしますという形ですね。例えば、ここは写真の町ということで売り出しているわけですが、写真の町整備には2億を使いたい、オーナーハウスを建設するには3,000万使いたい、さらには東川町からオリンピック選手を出したいんだと、それについては500万使いたい、ぜひ協力お願いしたいというような形でやっているわけなんです。こういう形で目的をきちんと示して全国の応援団を募る。ここでは寄附金制度と言わずに、株主制度というような形もっているわけですね。

例えば、自分たちがお金を出して東川町からオリンピック選手が出たというようなことになれば、これは寄附をしてくれた方全体にとって非常に大きな喜びとなることだと思うんですね。長南町でオリンピック選手を出せるかどうかわかりませんが、そのような形できちんと目的を持って、こういうことに使いますよ、あるいは使いましたよということ、適宜情報公開的な形で知らせることによって、そういう寄附金、ふるさと納税ももっともっと集まるんじゃないかという感じが受けているんですが、どうでしょうか、その辺検討を、これからもっとそういう方法を検討するというようなことはお考えにならないでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 今、小幡議員お話の目的を持ったということでございますけれども、これにつきましては、例えば今、町の一番の優先課題というふうになっておるかと思っておりますけれども、学校の統合関係で、教育施設の基金に積みたいというそういったような内容で、あらかじめこちらのほうからメニューを示して寄附を募るということも可能ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ぜひ、その方向でお願いしたいと思います。

それから、寄附金、先ほど町長のほうから、目的を持った寄附金集めをするにはちょっと検討が必要だというようなこともありましたけれども、現在、長南町、これから小学校の建設、庁舎の建設、非常にお金のかかることを予定しているわけで、残念ながら、町民全体でこういう大変な状況というのを果たして認識しているかという、まだまだ少ないんじゃないか、あるいは町が何とかしてくれるから、俺たちは見ているだけでいいだよというようなところもあるかと思います。例えば、人口、今1万人を切りましたけれども、1万人で1億を集めるとすれば、1人1万円ずつ寄附いただければ1億集まるわけですね。そういう呼びかけを町民にすることによって、町の財政状況も町民の方に關心を持ってもらえると思うし、非常に町全体で何とかしようという雰囲気も盛り上がるんじゃないかという感じも受けるんですね。ですから、検討を要するというのでしたので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

もう一つ、お金を集める方法として、私募債というんですか、例えば何かの事業をすることに対してきちんと町が借用書じゃないですけども、券を出す、借用券といいますか、株主でしたら株券ということになるわけですけども、1億のお金を集めるのに500人から20万ずつ例えば寄附していただければ、寄附いただきましたよという証拠を出して、それを何年後に返しますから、町にぜひ……

〔発言する人あり〕

○4番（小幡安信君） 私もそれは考えたこともあります、相当後ろに対してはあれですけども。

そういう形で、お金を集める手段をもう少し、ただ町債、交付税だけに頼るんじゃなくて、町の中でそういうお金を集められるんじゃないかという方法もあるかと思うんですが、そういうことを考えたことはあるでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 最後の、考えたことあるかと言うけども、小幡さんが質問してくれて初めて考えたような状況です、正直言って。

それで、さっき白子町がえらい多いという、人数が多いな、何か私もやればよかったんですが、職員にやらせたらしいから、なったんでしょうけれども……。

そこで、今職員の話、ちょっと白子町の話をしましたけども、町民に呼びかけるものと、また多くの、ネットで全国的に呼びかけるものと、あるいは最後に言った、今ちょっと最後に言ったようなことは、いろいろあると思うんですけども、私は、例えば学校の関係なんかは町民に呼びかけるべきだと思います。それで、町民から、長南町から出て行った、長南町から巣立った人たちに伝わるぐらいでいいと思うんですよ。伝わるように、学校をこういうふうにするからということで寄附くれというのはちょっと、だけれども、今こういう状況だから、子供たちを犠牲にできないから、財政的に厳しいから、皆さん手伝ってくださいと、これはそういう呼びかけであればいいかなと、こんなふうにとちょっと感じました。

それと、私、インターネットへ乗せてあれするということになりますと、例えば長南町の今一番あれだといえば、緑豊かですから、山を皆さんで、山林を維持管理するとか管理して、地球規模の温暖化だとか、いろんな環境面で町が挙げてやるから、ひとつ皆さんお願いしたいと、そのお金は1億なら1億だとか、そうい

うことで目的を持ってやるということであれば素晴らしいことだということでご賛同していただける方もいるんじゃないか。

いろいろ手段、先ほど最後に言われたように手段はあると思います。ただ、冒頭申し上げたように、余りそういう寄附をいただくなんていうことは余り私考えてはいない、町税と交付税だけが頭にありまして、いかに借金を減らしてみんなに喜んでもらうかだけでしたけど、今後、寄附や何かも検討すべきだと、こんなふうに考えます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） わかりました。町長の任期も2カ月弱になりました。検討いただけるということなんで、町長だけじゃなくて役場のほうで検討いただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

まず、先ほど申し上げましたように、私も議員になりまして3年弱、毎回のように質問をさせていただいて、それに対して非常にご丁寧な答弁をいただいて、勉強させていただきましたこと、大変ありがたく思っております。いよいよ町長もあと2カ月弱で終わるわけですが、新しい町長が誕生したときに、今までとは違って、全く経験のない方が町長をなさるわけなんで、先ほどやじの中で、私が町長やればいいのか、そういうやじも出ましたけれども、ここにいる議員、私以外にも今後も町長をやりたいというようなことが何人もおるかと思っております。政治というのはなかなか難しいものだという事は、私も議員になって考えるところありますけれども、町長がこれから次の人にバトンを渡すときに、ぜひこういうことは心しておいてほしい、あるいはこれは絶対やってほしい、そういうようなことを今考えているようなことがありましたら、ぜひお教え願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 小幡さんからは、次の町長に期待することとか、そういうことです。非常に、私が答えるということはどうかと思うんですけども、まず、ちょっと原稿を書いてくれますけれども、原稿をぬきにして、まず、体に気をつけて、健康に十分留意して、精いっぱい、酒も適度ですね、酒を飲んで失敗というのは必ずあります。飲まなければその失敗は半減しますから、酒もほどほどということがいいと思いますね。それで、健康にまず留意してください。そして、計画を持ったもの、計画は少なくとも公に出すと。その計画に沿って、計画に沿ってということは公約とか、そういうことだと思いますけれども、とにかく長南町へ住みたい、あるいは住んでよかったと言えるような、時々財源を有効に使って、本当に皆さんに喜んでもらえるような形で使っていただく、執行していただくということが一番大事だと。とにかく、健康に十分留意してやっていただければと、こんなふうに願うだけでございます。

ひとつ、私の未整備の、これは行政というものはいつまでも続きますから、やっている中で未整備の部分が幾つかありますので、続いているものはひとつしっかりとお願いをしたいということだけで、別に、もう立派な方々でございまして、そういったふうに私から一言も申し上げることはございません。ただ、町民に喜んでもらえるような行政運営をお願いする、これだけでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） これで終わりにするのはちょっと早いと思いますので、もう少しお聞かせ願いたいと思います。

町長として16年間やってきたわけで、私とすれば3年弱議員という形でやっているわけですが、執行部と議会のあり方というものについて少し町長の意見なりありましたらお聞きしたいと思うんです。それは、私自身政治家になって、議員というのが果たしてどの程度政治家と呼べるのかわからないところありますけれども、議員になってみてわかった部分、あるいは想像とは違っていた部分多々あるわけですが、町長が政治を16年間やってみて、今まで、最初にやったときと、やってみて、ああ、これは違ったかな、あるいはこれは自分の思ったとおりでできたかな、そういう理想と現実との違いというんですか、そういうところを感じることがありましたら、そこをお教え願いたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） まず、議会と執行部、特に私とのということになります。執行部は、判断は私がしておりますけれども、全職員が執行部でございます。やってきているんですけども、月並みの言葉になりますけど、両輪のごとくとよく言いますが、議会に特にお願いするならば、あえてするならば、どうか議長さんを中心にして、しっかりと執行部といつもいっていると、もちろん今もいっておりますけれども、とにかく議長さんを中心にして、執行部と両輪のごとくやっていただきたい。

それで、特にお願いしたいことは、それぞれ皆さんお考え方が違うわけですが、主張は、考え方は大いに個々に違って結構です。これが議員さんのみんなの考えで、みんなそれぞれ有権者の負託に応えるわけです。変わってもいいんですけども、最後はやっぱり民主主義でございますので、これまた議長さんを中心とした中でまとめて執行部と、もちろん一つになれば、執行部と一つになれるわけですから、もう意見があるいは主張は何を言おうと許されることは全て声として出していいと思うんです。ただ、最終的には、議長を中心としてまとめて一本にしていきたいということでございます。

それと、最後に、自分がお世話になってから、現実と何か違ったことがあるかということ、ちょっと、ふと思うことは、町村合併ですか、この関係については私は公約の上では、幾つかの公約を挙げる際に、合併を推進するということでいたしました。ただ、これは本当に申しわけなかったんですけども、いろんなチャンスがありました。こっちは話が長くなりますけれども、最後には茂原市と長柄町だけと3つで一緒になろうと。長柄町の町長にも直談判して、何とかしろやというようなこともしました。あるいは、睦沢町さんも入れて、山内ダムの事務所です3人で話し合っ、おまえら、何とか山手で一緒にならねえかということでやったけど、力及ばず合併ができませんでした。それが公約というか、約束したことで実現しなかったことの主たるものだと思います。細かいものを言えば切りがありませんけれども、切りがないんじゃないかと、私の頭の中には余り残っていないと。ですから、大体思ったとおり、本当にお世話になったと、ご協力いただいたと感謝するだけでございます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） ありがとうございます。

では、最後に、要望ではないですけれども、町長も健康に十分お気をつけになって、ぜひ町長をやめただけでなく、町長をやめた後の過ごし方といいますか、生き方を、私たちの手本となるような生き方をさせていただいて、私どもも議員として、できれば町民の手本となるような議員として存在し続けたいとは思っております。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、4番、小幡安信君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は1時を予定しております。

（午前11時45分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松崎 勲君） 一般質問を続けます。

次に、9番、丸島なか君。

〔9番 丸島なか君質問席〕

○9番（丸島なか君） 9番議席の丸島でございます。

平成25年も1カ月足らずとなり、今年の世相を反映した流行語大賞も決定をいたしました。今年は圏央道の開通、またオリンピック招致、台風や竜巻などの自然災害も多くある年でした。本年最後の質問となりました。

藤見町長におかれましては、4期16年間にわたり町のかじ取りをしていただき、今回の定例会が最後になるわけですが、感慨深いものがあるかと思えます。また、毎回の定例会、その他いろいろ大変お世話になり、本当にありがとうございました。本日の質問が最後となりますけれども、今回も町民の皆様からのご要望、またお声をもとに質問をさせていただきます。どうか誠意ある、また歯切れのよい答弁をよろしく願いいたします。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、1点目の、防災対策についてお伺いをいたします。

先ほど来、森川議員さんから非常に細かく同じような感じのお話がありましたので、重複する部分もあるかと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

東日本大震災の発生以後、平成24年6月に災害対策基本法が施行され、昨年9月には国の防災計画が改正されたと聞いております。こうした中、本町においても早期に地域防災計画の見直しが必要かと思えますが、町民の安心・安全のための政策責任者であります藤見町長は、いつごろ、どのような点を見直しをされたのか、まずお伺いをいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 9番、丸島議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

防災関係でございますけれども、1点目として、計画についてということでございます。計画につきましては、災害対策基本法第42条の規定により、市町村防災会議が作成することとなっております。本町では、平成22年12月に改正を行ったところでございます。

見直しのポイントは、上位計画である国の防災基本計画や千葉県地域防災計画との整合性を図るとともに、高齢者、障害者など災害弱者の方々を支援するため、災害時要援護者支援計画、町の事務機構に合わせた防災体制とすることといたしました。現在は、この計画に沿った防災体制をとっているところでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 特に、高齢者や障害者や災害弱者対策を基本に見直しをさせていただいたということでございます。細かく聞けばよろしいんでしょうけれども、省きまして、次に移りたいと思います。ありがとうございます。

10月に台風26号が接近をしまして、茂原市などにおきましては甚大な被害が発生をし、数百軒もの家屋が床上・床下浸水をして、車も電化製品も皆使用不可能ということになってしまい、今なお自分の家に住むこともできずに、他の市町村の実家に身を寄せているという、そういう方もおられるというのが茂原市の実情のようです。我が町におきましても、床上・床下浸水の被害に遭われて、大変な思いをした方も何世帯かあるということでお聞きをしております。

地球温暖化に伴って海水温が上昇し、今後経験したことのないような自然災害が起り得るといような、そういう報道もされておりますけれども、今回の台風26号の接近及び通過に伴いまして、町の計画にのりつた対応ができたのかどうか、また今後の課題についてお伺いをいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今回の台風を一つの例ととりまして質問をされているわけでございますけれども、町で今回体制をとったものは、もちろんこの計画に沿ってしているわけでございます。そういったことで、先ほど3番議員、森川さんの質問にも答えていますけれども、気象予報とかあるいは県からの指示を主な一つの基準として決められたものによって体制をとったと、こういうことでございます。

それで、今、茂原市の例が出ているから、ちょっと皆さんにご理解いただきたいと思うんですが、茂原市の場合、今県のほうでは、これはもちろん国のお手伝いもしていただくようになっていると思いますが、茂原市さんも一緒になって、なぜこのような災害が起きたかと申すのは、以前の雨については、茂原市も150億を2回ぐらいかけて、300億ぐらいかけていろいろな手当てをしているわけですね、災害に対して、雨に対しては。ですから、それは300ミリというものを基準にしておるといふと、茂原市がその基準内であったというふうには私どもは聞いているんです。それで、なぜああいうふうに大きなのが起こったかといふと、ちょっと今検証を国のほうへお願いして、千葉県が中心となってするわけですが、もちろんそういったふうに起きてから検証して、防災計画の見直しもあると思います。

ですから、本当に今の計画で絶対だといふものは、私余り好きじゃない言葉なんですが、国が使った言葉で、

想定外と言っていますけれども、想定外だったということで片づくでしたらこれはもう本当に問題ないんですけども、やっぱり想定外が起きるようなものにも備える防災計画も今後は必要ではないかと、そんなふう

に今基本的には考えております。

ですから、今後の町の防災計画の課題としては、実は国があり、県があつて、町村があるんですが、実はこの前の東北地震からこっち、茂原市を中心とした七つでも防災計画を見直しております。例えば、ただ、それは残念なことに、私が言うても、津波が中心でございまして、災害というものは津波だけじゃねえだぞと、ほかの山手のことも考えたもので検討しろということは何回か担当課長の集まりで検討して、コンサルタントとやったことなんです、今のところ、それが津波が中心であつて、例えば海岸手から、1回目の避難としては茂原市が大体ですけれども、睦沢町にも、一宮町のほうから来るようになってます。それを、2次では長南町のほうにも来るようになってるんです。そうすると、上位がそのようになってますので、町のほうもそういう形で、受けるほうで見直す必要があるのではないかと、これが一体的な防災計画でございまして、そんなところが今の課題としては残っているのではないかと、こんなふうを考えます。

いずれにしても、後を追うような、何かが起こってから、その対応のためにつくるような防災計画じゃなくして、相当、よそで起こっているような時間雨量にして100何ミリなんて、これは想像つかないんですが、そういう時間的な雨量が本当に二、三時間の雨量でもどういう状態になるか、ちょっとその辺が見当つきませんけれども、いずれにしても専門的な立場の者を入れて、そういう計画の見直しも今後必要になってくるのではないかと、こんなふうを考えています。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

この間の10月16日の日は、私も、私の家の東側に小さな川があつて、いつもちよろちよろしか流れていないんですけども、そこが谷津から来る濁流が物すごい勢いで来て、結局、うちの土手の3分の2ぐらいまでがあつと上がっちゃつて、町道のこの下に小さな土管があるんです。ふだんはその小さな土管で用が足りるんですけども、谷津からすごい勢いで来るものですから、大水が、そうするとこの土管が飲み切れないまま、ずっと水位が上がってきました、うちの下の道路、あそこが冠水しちゃうんですね。それで、膝ぐらいまで来ちゃつて、今回は大丈夫でしたけれども、十七、八年前のあのときは、通れるのかどうなのかという人が通りまして、結局、うちの下で車がえんこしちゃつたという、そういうこともあつて、水が引いてからやっと車を移動したという、そういう事態にまでなつたんですね。

今回はそういうことはなかつたんですけども、私も水が引けて、水があるうちはおりられませんので、引けてから、私も皆さんどうなのかなと思つてちょっと様子を見に行きました。そうしましたら、結構あちらこちらで本当に土砂崩れで、土砂と一緒に大きな雑木が、通行どめになっているんですよ。

だから、そういう通行どめや何かの際には、防災無線で流すなり、この先は通行どめなんですよという、そういう立て看板を立てるとか、そういうのは、町の人たちはもう本当に、担当の方たちは一生懸命朝早くから行つて、ここに待機をしながら一生懸命やってくださっているのはわかるんですけども、そういう対策というか、そういうことは考えていないのか。

また、今回の台風で何人ぐらいの方たちが避難をしてきたのか。避難所開設の基準とかそういう、誰がどの

ような決定を下すのか、町長さんだとは思いますが、その辺をちょっと具体的に詳しく、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今おっしゃられた、まず2点あるかと思ひます。

立て看板とか防災行政無線で早目に住民の方に周知できないかということなんですけれども、確かに災害が起きたときに、総務課、事業課が中心となって、少しでも早く被害情報を把握するためにパトロールしているというのが、まず第一段階の初期段階でございます。

そういった中で、ケースによってはまだ雨が完全に降りやまず、降っている最中の場合もあろうかと思ひます。しかしながら、今言った、丸島議員さんの家の前とかそういうものではなくて、とりあえずそういった場合には1級町道、2級町道とか国・県道、その幹線道路が先にそういった立て看板とかそういう対応をして、できるだけ交通量の多いところからやるというのがまず第一時的な基本であるというふうに考えておりますので、そういった中でご理解をいただきたいと思ひます。

それと、26号のときの避難者は1軒の方だけ、次の27号については、ちゃんと避難所を開設いたしまして、避難準備情報も出して、それについては2家族4名の方が長南中央公民館のほうに避難してきたところでございます。

この開設の基準というのは、やはり地域防災計画に照らし合わせて、町長のほうが判断するという形でご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

先ほどの町長さんの答弁で、高齢者、障害者、災害の弱者対策ということで、これは名簿はもう作成できていますでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 既に作成済みでございます。災害時要援護高齢者というリストが、民生委員さんのご協力を得て整備しております。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） すみません、じゃ、ちなみに何名ほどでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） 364名です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

高齢者、障害者ということで、いろいろ全部ひっくるめてということですよ。はい、ありがとうございます。

本当に、300ミリ弱の雨であのような被害が出たということで、伊豆大島は800ミリから降ったということなんで、この辺ももしあれぐらいの雨が降ったならば、もうどうなっていたかわからないなんていうのが私の想

像するところなんですけれども、本当に非常時やいざというときに、町民の皆様に安心・安全を図るためにも、住民の命を守るという行政の使命と責任の上からも、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。この質問は終わらせていただきます。

次に、2点目の、子育て支援について、病児・病後児保育についてお伺いをいたします。

1995年に国の新エンゼルプランの子育てと就労の両立支援の一環として、病児・病後児保育が、乳幼児健康支援一時預かり事業として制度化をされました。病気回復期の乳幼児の保育と看護を行うことにより、自宅での負担が軽減をし、児童の健康と福祉の向上を図るものです。核家族化が進む現在、女性の社会進出が当たり前前の時代に、今とてもニーズが高まっております。育児をしながら働く親の大きな悩みの一つに、子供が熱を出したとき、またぐあいが悪くなったときなどに保育所や幼稚園に行かれない、せっかく復職できた職場なのに子供が病気で休みがちなので、結局、退職せざるを得ない、また子供の病気とはいえ、会社の雰囲気としてなかなか休みにくいなど、働きながら子育てをしているご家庭のほとんどの方たちがこのような悩みに直面しておるわけです。育児中の親にとって、病児保育は実に8割近い親御さんにとって、あるとうれしいという結果も報告をされております。

このような圧倒的ニーズから、病児保育というものは地域の保育インフラとして必要だと考えます。町としてこの病児保育・病後児保育についての現状と取り組みについて、あわせてお伺いをいたします。

○議長（松崎 勲君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 2点目として、病児・病後児の保育についてということですが、この関係につきまして、22年のちょうど12月ですから、3年前になりますか、定例会で丸島議員から一般質問をいただいております。

実施を検討したところですが、委託先の病院が非常に少ないと。長生管内では緑ヶ丘の宮本内科さんと白子町の酒井医院の2カ所でございます。ベッド数も、宮本内科が4床、酒井医院が10床ということで、14の病床になっているわけでございます。既にこのベッドも他の市町村と委託契約が結ばれており、割り込むことは難しい状況です。この前の答弁もたしかそうであったと思いますが、現状には変わりがないと思います。

仮に割り込むことができたとしても、町としての応分の費用負担が必要となります。費用対効果等の課題もありましたので、事業の実施に至っていないのが正直なところのお答えなんです。

じゃ、幾らかかるかという、これは間違っていれば、また担当に直してもらいますが、何か1件契約で180万……

〔「150万から180万」と言う人あり〕

○町長（藤見昌弘君） 150万から180万だそうです。費用対ということを申し上げましたが、ただ費用が云々じゃなく、費用ももちろんかかりますけれども、施設がいっぱいで契約には及んでいないということでございます。

ただ、そうかといって、契約を2つの医院もしておりますけれども、あいている場合は長南町のほうの分も扱っていただいて、しているということでございます。当分の間、医療機関がふえるまではこのような形で対応していくことが現時点では適切ではないかと、こんなふう考えているわけでございます。

以上で終わります。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） 今、町長さんおっしゃられましたけれども、医療機関がふえるという、その……

〔「ことはございません」と言う人あり〕

○9番（丸島なか君） ふえる可能性はありますか。

○議長（松崎 勲君） 保健福祉室長、荒井清志君。

○保健福祉室長（荒井清志君） この事業に関しては、施設ですね、病院になりますけれども、そこに常時保育士、看護師を常備してその体制を整えるという形になりますので、事業的には本当に病院の事業としては成り立たない事業となります。したがって、先ほど1個のベッドに当たり事業化している市町村は150万から180万の負担をし、常備して、人材を置いているというような形になります。新規にやるところの話は聞いておりません。もし、町がこれを事業化して病院にお願いするとなりますと、最低でも4つのベッド、宮本内科がそうですから、大体年齢によって診られる数は決まってきます。保育士1人に対して4名とか、看護師1名とか、そういった配置が必要となります。したがって、そういったことをお願いするとなりますと、赤字補填といえますか、ベッドがあいているときも人がいるわけですので、その費用負担を行うというようなこととなります。ですから、病院としてはなかなか手が出せないというのがこの事業であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

それこそ、今、町長さんが言われたように、平成22年12月に質問をさせていただきました。すみません、原稿が書いてあるものですからね。そのときの答弁は、長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画にも位置づけられており、今後は保護者のニーズを把握するとともに、医師あるいは医療機関の協力が不可欠となりますので、町内の医師または関係医療機関等と協議の上、積極的に検討したいと思っておりますという、そういう答弁をいただきました。

それから3年経過して、今回、2度目の質問をさせていただいたわけですがけれども、ちょっと消極的な答弁だったわけですがけれども、子供が病気になって例えば熱を出したときに、熱が下がってもお医者さんの許可がなければ保育所や幼稚園には行かれないという、そういう時期というものもあるわけですよね。だから、一番大変なときはそれは診るんですけれども、元気なだけけれども、親は仕事に行きたいみたいな、そういう部分で、こういうときにこの病後児保育というのがすごく頼りになるわけですね。

少子高齢化が進んで、町の人口もどんどん減少傾向にあるわけです。この7月から本当に10年ぶりで、私も言い始めて10年かかって、やっとこの7月からブックスタート事業もやっていただきましたし、また予防接種や医療費等も拡充されて、本当にありがたいと楽しく思っているところでございます。

病児保育があるから安心して仕事を続けられるとか、病児保育があったから再就職ができたと言っていただけのような、安心して産み育てられるような長南町にさせていただけたらありがたいなと思います。どうか、後任といえますか……。

○議長（松崎 勲君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 3年前に同じような質問された際に、新計画に基づいて呼びかけをすると、積極的にそのような、丸島さんは受け取り方をするような答弁を私がしたと、こういうことでございますが、正直言って、この問題については我々この地域として、郡内ですね、郡市において協議した機会はないんです。それほど難しいものでございます。何をきっかけにしていっていいものやら、しております。医療関係についても、ほかのことでまだまだ、東金市のほうへできているやつだとかいろいろありまして、まだそこまで協議する段階ではなくて、余り使いたくないんですが、空振りに今のところ終わっていますので、今後、確におっしゃっていることはいいことです。病気になったり、あるいはただ病気で一日か二日ならまだしも、ちょっと余り好ましくない病気になった場合に、お医者さんの許可がないというのは大体1週間ぐらいかかると、大変なことです。これはやっぱりしっかりと位置づけをして、働く者の立場に立った対応を計画にあるように検討して、また検討だけじゃなくして、実現することが正しいことではないかと。今、丸島さん途中でよしているけれども、次の人ということですが、私が次の人にそこまでお願いすることはちょっとできかねます。ただ、基本的な考え方としては、皆さんがよかったというには、そういうふうにすることがいいんだというふうに私は考えています。

そういったことで、いずれは、先ほどブックが10年かかったというけれども、10年や20年かかると思います。そういったことでご理解いただきたいとします。

○議長（松崎 勲君） 9番、丸島なか君。

○9番（丸島なか君） ありがとうございます。

途中でこの原稿中断しましたので、最後をちょっと読ませていただきます。

どうか、後継、後任者といいますか、バトンタッチする前に、町長さんの英断をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（松崎 勲君） これで、9番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は終わりました。

---

### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第2、議案第1号 長南町若者定住促進条例の制定についてを議題とします。

ここで、議案の訂正について申し出がありましたので、これを許します。

企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 誠に申しわけございませんけれども、議案の訂正をさせていただきます。ご説明をさせていただきます。

正誤表のほうを配らせていただきます。

それでは、訂正の内容についてご説明を申し上げます。

正誤表をごらんいただきたいと思いますが、長南町若者定住促進条例（案）正誤表ということでございます。第2条第5号でございますけれども、さきにご提案申し上げました第5号の内容につきましては、転入者ということで定義をさせていただいております。転入者といまして、新築住宅に定住するために他の市町村から本町に転入した者で、転入する前3年間本町の住民基本台帳に記載され、または外国人登録原票に登録され

たことのない者をいうというふうになってございますけれども、この書き出しの「新築住宅に」を削らせていただきたいと存じます。

理由といたしましては、ここに「新築住宅に」と入っておりますと、転入者の方が中古住宅を取得した場合が除かれてしまうという内容になってしまいます。このために、この「新築住宅に」の字句を削らせていただきたく、訂正をお願いするものでございます。

上程後の訂正となり、誠に申しわけございませんが、よろしく願いいたします。今後、このようなことのないように十分に注意してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 議案第1号の長南町若者定住促進条例の制定について、一部を訂正することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） これは大変すばらしい条例だと思います。それで、第5条の交付額の上限は200万円とすとなっておりますけれども、この200万円を取得した場合、これ税金、課税対策にはなるのでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 課税対策というのは、所得になるという……

〔「すみません、課税対象に」と言う人あり〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 課税対象ですか。課税対象につきましては、税法上、一時所得という、そういうものも考えられますけれども、大変申しわけないんですけれども、所得税の所得控除につきましては、現在のところ課税になるかどうかというのは、大変申しわけないんですけれども、判断できません。申しわけありません。

○議長（松崎 勲君） 住民課長、野口喜正君。

○住民課長（野口喜正君） 今回のこの定住促進条例の中で、200万の上限を受けた方が税法上課税になるかどうかというふうなご質問の内容だと思います。これにつきましては、再確認をさせていただきたいと思います。もし、私が今、課税になるというふうな答弁をして間違っているといけませんので、先ほど常泉のほうから一時所得というふうな話もありましたけれども、税務署との協議も必要な内容の部分もあるかと思っておりますので、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） 即答はできないということでありまして、もし課税されるようでしたら、もし、できることならば、この200万に関して免税というか、そのくらいの措置をしてあげたらどうかと思うんですよ。もし、これ課税されるとなると、一時所得で雑収入で、年収400万ぐらいの人が600万になると、所得税もがんと上がっちゃう。ほかもみんな上がっちゃうんですね。これを、もうできるものなら、固定資産税をもらわないとかそういう問題じゃなくて、もうこういう細かいところから考えていただいたほうがいいのではな

いかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 要望でいいですね。

○6番（左 一郎君） はい。即答されていませんから、わかりませんから、もしなった場合です。

○議長（松崎 勲君） 次に、1番、大倉正幸君。

○1番（大倉正幸君） 第2条の第1号についてお伺いしたいんですが、ここの括弧書きの中ですけれども、既存建築物を同一敷地内に建てかえた住宅という表現があるんですが、この前後の文章を読み取れば、今現在、建っている住宅、古い住宅があるにもかかわらず、そこに同じ敷地の中に建てかえても、それも含ますよというふうに取り扱われるわけなんですけれども、この括弧書きの中だけを理解しようとすると、既存建築物、今ある建築物を同じ敷地の中に建てかえるというふうに取り扱われることもできると思うんですね。今ある古い建物を同じ敷地の中に移すということは、これは基礎を壊して引き屋するとか、一旦解体して同一敷地内の違うところに建てるとか、そういう意味にとれることもあるんですね。実際、建築基準法でそういうことを移設というふうに定義しているんですけれども、私みたいにへそ曲がりでも生半可な知識があると、そういう捉え方をする人もいますので、この括弧書きの中の表現をもう少しわかりやすい表現にさせていただいてはどうかというふうに思うんですが、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 大倉議員のご質問の内容ですと、括弧書きの中の内容ということでございますけれども、これにつきましては、条例をつくる際には、今ある建物を取り壊して同じところにまた建てる、あるいは宅地の中に建て直すというようなことを予定しておりますので、そのような内容でご理解をいただきたいと思いますが、誤解のないような形でもし見直すことが可能であれば、こちらのほうでも考えていきたいというふうなことで思っております。

以上でございます。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、石橋弘道君。

○総務課長（石橋弘道君） 今、常泉室長が申し上げたとおりでございますけれども、この括弧書きの趣旨につきましては、親子で住んでいた方で、せがれさんが結婚をしてお嫁さんをもらうから、古い家を壊して新しい家を建てる、それも対象になりますという意味ですので、長南町に住んでいる若者をよそにとられない、転出させないための方策という意味で、あえてこの括弧書きをつけさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

〔「はい、了解しました」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） ほかに。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 小幡です。

総務常任委員会のときにもちょっとお尋ねして、またお尋ねするのはちょっと心苦しいんですが、そのときにも申しあげましたように、定住促進条例という形で住宅に関してこういう補助金を出しますよ、これは非常にすばらしいことだと思うんです。ただ、定住促進条例というのは住宅だけではないという感じがしているわ

けですね。例えば、今訂正ありました転入者について、定住するために他の市町村から本町に転入した者で、いろいろありますけれども、これですと、転入するだけでは補助はいただけないということですよ。ほかに、ほかの市町村の例を見ますと、例えば町から通勤するために定期券の補助をすとか、Iターン、Uターンして、町で起業する人がいた場合に、そういうものに対して補助をするというような補助金を出しているところもあるわけで、それも定住促進に当たると思うんですが、そういうことは考えられなかったでしょうか。

それと、もう一つ確認ですけれども、これは4月1日から施行するという事なんですが、これは4月1日以降に建築確認申請を出せば、今建てている人であっても適用が受けられるということで理解してよろしいでしょうか。以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 小幡議員のご質問にお答えしたいと思います。

小幡議員ご指摘のとおり、定住促進策につきましてはいろいろな施策等が考えられると思います。今回お願いしております条例は、内容といたしましては、一つには、おっしゃるとおり、住宅取得に対して奨励金を交付するものということとなっております。また、もう一つには、定住を取得した若者だけではなくて、その次の代を担う子供たちも一緒に定住していただくこと、そういったことを目的とした、若者限定の定住促進を図っていきたいという狙いもございます。

そういったことから、町としては、若者の定住を促進するという課題を強く打ち出したいという、そういう意味合いを含めて、この若者定住促進条例というようなことで題名のほうはつけさせていただいております。

また、2点目の、4月1日以降でございますけれども、4月1日以降に取得した場合にはこれの適用になります。建築確認が済んだという場合にですね、登記も済んでということですよ。

〔「今やっている人は該当しない、今やっている人は」と言う人あり〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 取得、保存登記とかそういったものが4月1日以降になれば該当になるというようなことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） じゃ、今建てている人でも大丈夫だということによろしいですね。

それと、残念ながら、建物に対してだけだということで、考えてはいるけれども、条文には載せられなかったということらしいですけれども、考えているということであるならば、今後ともこの促進条例にそういう条文をつけ加えることはもちろん可能だと思うんですが、今後それはできるかどうか確認したいと思います。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 1つ目の取得の関係ですけれども、4月1日以降に取得されたものというふうなことでございます。

また、この条例にプラスしてということでございますけれども、この条例は条例で、またもうこれで定住促進条例ということで定めさせていただいて、そのほかにもし万が一、そういったものを交付あるいは助成する必要があるということであれば、また別の要綱なりで定めていくのがいいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） この条例はおとといの一般質問で、板倉議員もすばらしい条例だということで、私も同感でございます。

そこで、第4条に、夫婦のどちらかが45歳以下の夫婦、45歳、若者の45歳という、ここで45歳と限定した条件といたしますか、これは多分、定住プラス子供をつくり、45歳が最後の子供づくりの年、年はね、それで若者が45歳としたのかどうか、これちょっと伺います。

それと、あと、いい条例をつくっても、何年かたつと必ずトラブルんですよね。なぜかという、例えばうちのせがれ、うちの娘、45歳になっても全然結婚の話がねえやと、これはひとつ家を建てて、それで迎えをとって、家を建てました。45歳過ぎちゃいました。そうすると、この条例に合わない。ただ、一つここに、ただし、町長が特別な事情を認めた場合はこの限りではないと、こういったあれがあるので、これに当てはまるのか。

それと、あと一つは、これは私、かい性がないので関係がありませんが、皆さんには関係があると思いますので、年とって、65歳、70歳になって連れ合いが亡くなりました。そこで、これから余生を送るために家を建てて、44歳の人と結婚しました。そのときに、この条件が適用するのか。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 松崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、一つ目の、夫婦のどちらかが45歳以下ということの定義、どうして45歳になったかということでございますけれども、前年あるいは前二、三年の住宅の建築状況を調べてみましたところ、40歳以下に限定してしまいますとかなり件数が少なくなると。40から45歳までになりますと、例えば40歳までと限定すると5人だったものが、45歳以下の人までとすれば10人、そういった形になってまいります。夫婦のどちらかがということになっておりますけれども、そういった理由で45歳以下にさせていただいたという内容でございます。

それと、町長が特別な事情があると認める場合はというふうになっておりますけれども、これ以外でここに、各号に規定する以外で認める場合というのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

また、最後に、高齢といたしますか、ある程度年齢のいった方が45歳以下の人と結婚して長南町に移り住んだということでございますけれども、これにつきましては要件に該当しておりますので対象となるというふうなことでご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松崎 勲君） 14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） よくわかりました。

これが藤見町長、私、最後の質問となると思いますが、どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

2番、鈴木喜一君。

○2番（鈴木喜一君） 鈴木です。

この第1条なんですけれども、5年という時限立法にした理由をひとつお聞かせ願いたい。

もう1点は、国の政策ですが、相続時精算課税制度も時限立法であるわけですが、これは現在生きているかどうか、この2点をお伺いいたします。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、鈴木議員のご質問の1点目についてお答えをさせていただきます。

この5年の理由と申しますのは、近隣あるいは他県の町村等の状況を見ますと、3年というところもござい  
ます。また、5年というところもござい  
ます。まあ3年ですと、この政策の効果がなかなかつかめるのが余りにも短い期間ではないかということで、5年とさせていただきます。

なお、この5年につきましては、その政策の効果があれば、また見直して延長するなどの考えをしていかなければならないということと考えておりますけれども、現在のところはこの5年間でということをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 2点目、税務住民室長、唐鎌幸雄君。

○税務住民室長（唐鎌幸雄君） 2点目の、相続時精算課税と申しますか、国税のほうの関係でございます。土地とか家屋とか、そういう財産を相続が発生する前に名義を変えて、その後、相続人が亡くなったときに精算をするという制度でございまして、現在も所得税において法律は施行されております。

〔「了解です」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） ほかに。

5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） いい案を鈴木議員が言ってくれましたので、一つまた加えたいと思いますけれども、これ26年4月1日から31年3月31日までとしますと、私がやった一般質問の中で、米満住宅のところを分譲した場合、この5カ年の中で、あと2年後か3年後に造成が終わるとしますと、急ピッチであと残りの中で建てな  
きゃいけないのかなと、そういう考えがありますけれども、場所をそういうものを提供したときから、その前後あたりから適用というのが一番いいんじゃないかと思っておりますけれども、ちょっとそれじゃなければ、あと2年とか3年延長という形じゃなければ、この条例はすばらしいものだと思うんです。これをそういう宅地分譲とか何かに使っていったら、一番利用的にも利用勝手がいいようなものだと思いますので、期間を5カ年という形で切っていますけど、どうなるかはわかりませんが、ちょうど当てはまるのはもう少し本当は遅いほうがいいのかなという考えはします。

○議長（松崎 勲君） 総務課長、石橋弘道君。

○総務課長（石橋弘道君） 期間につきましては、常泉室長から申しあげましたけれども、そのほかの理由といたしましても、財源の少ない長南町ですので、なるべく国等のお金を使ってこの事業を行いたいというふうに考えております。一つにつきましては、社会資本整備交付金、この事業が本来は25年度まで、国の事業では25年度、今年度までということですが、県が今考えているのは、あと3年は、国はこの事業を延ばすだろうということで想定をして、計画は、千葉県は今進めております。したがって、長南町も今後この条例が通りました暁は、その申請をして、社会資本整備総合交付金をもとに補助をいただく中、残りのものにつきまして

は、過疎債を利用させていただいて、町の単独費をなるべく少なくしたいというふうを考えておまして、また過疎債につきましても、今の段階では平成31年3月ということになっておりますので、板倉議員さんがおっしゃられた又富・米満住宅につきましても、新しい首長の理解が得られれば、予算を上程して、早急に進めたいと思いますし、また多分早く売れるというふうに執行部では今の段階では考えておりますけれども、それがまだ残っているという段階であれば、先ほど申し上げましたとおり、当然この期間はその状況によって、また期間延長の上程をさせていただくのが当然だというふうに今のところ考えておりますので、これでぜひともお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松崎 勲君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） じゃ、その住宅分譲ができるときになりましたら、もし期限がなければ、延長できるようにひとつよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 要望ですね。

○5番（板倉正勝君） はい。

○議長（松崎 勲君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町若者定住促進条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は2時15分を予定しております。

(午後 2時01分)

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時16分)

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第3、議案第2号 長南町防災基本条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 森川です。

こちらのほう、議案にある7ページ、第4条ですが、町は自主防災組織及び防災関係機関と連携し、総合的な防災訓練を実施するよう努めねばならない。2、自主防災組織は全戸のほか、町自治会等を単位とした防災訓練を実施するよう努めるものとするということで、12月1日に防災訓練が行われましたが、あれは安否確認、そういうことを主として、そのほかのことをやったと思うんですが、その際に、区長以下が安否確認をするのに、安否確認をするというようなことについて問題が起きなかったかどうか、あるいはこの安否確認という言葉を入れなくても、総合的なということで問題なく行えるかどうか、その辺についてお聞きします。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 森川議員さんの、12月1日の防災訓練の検証はどうだったかという趣旨だと思いますので、お答えしたいと思います。

現在、その数値の集計作業を各区に細かくわたっておりますので、今実際のところ、集計しているというのが正直な現状でございます。しかしながら、大ざっぱなつかみ、各地区ごとの集計では、おおよそ7割から8割が安否確認がうまくできたというような集計結果となっております。

それとあわせて、もっと具体的な考証、事業効果を上げるためにアンケート調査も当日にご用意いたしました。現在、返ってきているのが、当日すぐご回答いただいたのが2件、その中のアンケートの中では、今までの防災訓練と違って、実際に自助・共助・公助という中で、共助の部分における地域のコミュニティー、そういったものが実際に訓練としてやったので、非常に実益が高かったというような意見等を頂戴しているところでございます。

また、問題点については、各地区によって区長さん方の、区長会議でも説明したんですけども、その捉え方によって、しっかりできたところとうまくできなかったところも少しあるように伺っておりますので、それについてはまた、アンケートが12月中旬ごろまでにはお願いしたいというふうに回答をお願いしておりますので、その中でまたより具体的な検証結果が出るものとご了解いただきたいと思います。

以上です。

〔「これだけで安否確認はできるかと」と言う人あり〕

○総務室長（田中英司君） 今後、この第4条の第1項の総合的な防災訓練、これにつきましては平成8年から12月の第1日曜日ということで、町としては防災訓練を毎年やっております。今後、長南町、昭和63年、甚大な被害の東方沖地震を受けたところでございます。そういった中で、継続的にこの安否確認というものは、大きい意味合いの中で、この総合的な防災訓練の中に一つ一つその都度メニュー等をお示ししますので、その中でのご理解をしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 3番、森川剛典君。

○3番（森川剛典君） 今お答えいただいた中で、再度の要望ということですけれども、ここに、町自治会等を

単位とした防災訓練を実施するよう努めるものとするということで、これを受けて町の自治会が安否確認と防災訓練等をやると思うので、区長たちが行うときに、私たちはこういう条例に基づいてやっているんだよと、それがはっきりとお示しできるようなものに今後指導していただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 災害時要援護者についてお聞きしたいと思います。8条、10条に災害時要援護者というのは出てきますけれども、これは恐らく高齢者を考えていると思うんですが、最近、株式会社佐久間さんに外国の方が勤めていらっしゃる。町内でも外国の方を嫁さんに迎えている方もいらっしゃるわけですが、この災害時要援護者に日本語のわからない方が含まれるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 今、小幡議員さんのおっしゃったとおり、この災害時要援護者という、この中の意味の含みなんですけれども、やはり高齢者、障害者の方々、そういった方々を中心に災害時要援護者というふうに捉えておりますけれども、東京の都会とか何とか、そういったところはやはりいろんな行政サービスが行き届いておりまして、やはり中国人の方とか韓国とか、そういった中でいろんな行政サービスをしております。したがって、うちのほうも当然この災害時要援護者、今株式会社佐久間さんのほうでそういった方等があれば、直接的には我々もその言語が理解できませんので、そこの雇っている社長なり幹部の方々に、こういう形で災害時の場合にはこういう対応をとるようにお願いしたい、当然、ここに事業者という形で防災基本条例を推進するわけですから、そういった中でご理解をいただく中で進めていければなということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） では、基本的には雇っている雇い主、あるいは結婚している方でしたら、その結婚相手が面倒を見るという形で理解してよろしいんですね。はい、わかりました。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町防災基本条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第3号の質疑、討論、採決**

○議長（松崎 勲君） 日程第4、議案第3号 長南町見守りネットワーク条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 長南町見守りネットワーク条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第4号の質疑、討論、採決**

○議長（松崎 勲君） 日程第5、議案第4号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 長生郡市広域市町村圏組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第6、議案第5号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第7、議案第6号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（松崎 勲君） 12番、丸 敏光君。

○12番（丸 敏光君） 補正予算書の12ページの歳出をお願いいたします。

5目財産管理費の中の15節工事請負費の庁舎の雨漏り工事費として600万が計上されておりますが、この算

定方法として、確認なんですけど、雨漏り調査委託か何かをやった数字でこの600万を計上してくれたわけでしょうか。

○議長（松崎 勲君） 総務室長、田中英司君。

○総務室長（田中英司君） 丸議員の質問にお答えいたします。

工事の内容の関係なんですけれども、調査設計、前回、9月定例議会でもお願いしまして、それで雨漏り等の箇所がわかりました。この600万の積算関係なんですけれども、この本庁舎の北側、こちらのほうの二丁掛タイルの前面の目地のシールの撤去、それとそれの目地を新しくシーリングとして打ち変えるのが約406メートル、それと窓の部分……

〔「平米じゃないか、メートルか」と言う人あり〕

○総務室長（田中英司君） 目地ですので、細いのでメートルです。それと、サッシの窓の目地のシールの撤去と、新しく目地のシーリングの打ち変えが291メートル、それと、屋上から3階奥までの外壁タイル面の防水保護のアクリルシリコン系の防水保護塗装が129平米、それと、屋上の内壁のほうにも、内側のほうにクラックがちょっと入っていますので、そちらのほうをウレタン塗装を施すというような内容でございます。

それと、そのときは本庁舎だけの形で、ご案内のとおり、現在この庁舎建てかえ工事等も予定しておりますので、今の中では必要最小限度の中での雨漏りの修繕補修対策という形での計上でございます。

それで、その後、この本庁舎の分館の保健センター、あちらのほうでも本当にたまたま雨漏りがやはりあるというような形の中で、そちらの庁舎分館のほうも、東側と西側のほうの1、2階のアクリル系のパネルジョイント、そこるところからやはり劣化してきておるといような形の中で、そちらの雨水の修理もシール撤去、打ち変えという形での積算で600万という工事の内訳内容となっております。

以上、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

〔「了解です」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 13ページ、有害鳥獣の駆除、衛生費、報償費で50万、有害鳥獣駆除報奨金で出ておりますけれども、現在、町ではイノシシ1頭に対してたしか5,000円助成、補助しているというふう聞いておりますが、ほかの町村では8,000円という数字を聞いておって、それは国から8,000円来ているから、そのまま狩猟者に渡しているというふうにこの間ちょっと聞いたんですが、その辺確認したいんですが、町で5,000円、国から幾ら来ているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 小幡議員さんの質問にお答えしたいと思います。

イノシシの報奨金8,000円、ほかで出している事例があるということなんですけれども、それは平成24年度の国の補正の中で、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の中でそういった補助金制度がございます。ただ、いろいろ国の補助の対策の事業が多くあるわけなんですけれども、うちのほうは今、防護柵のほうに、その対策事業のほうで今駆除のほうを進めておりまして、そっちのほうの事業を使っておりますので、こういった報奨金に充てられる事業もあるということでございます。それを使っている市町村もある。ただし、うちのほうはその防護柵

のほうの今事業を進めておるといふことで、ご理解をいただきたいと思ひます。

現在、うちのほう、イノシシ5,000円出しておりますので、ほかの近隣の市町村を見ても、確かに8,000円は高いほうだと思ひます。5,000円ぐらいが平均的な金額だといふふうにて考えておりますので、そういったことにてご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（松崎 勲君） 4番、小幡安信君。

○4番（小幡安信君） 捕獲数をふやすためには上げたほうがいいのではないかと、私は思っております。

以上です。

○議長（松崎 勲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成25年度長南町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第8、議案第7号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成25年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第9、議案第8号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成25年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第10、議案第9号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成25年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（松崎 勲君） 日程第11、議案第10号 平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成25年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎 勲君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

先ほど、議案第1号の長南町若者定住促進条例の制定審議の際、左議員の質問で、200万円の交付に当たり、再度答弁を求めます。

住民課長、野口喜正君。

○住民課長（野口喜正君） 大変申しわけございませんでした。先ほどの左議員さんのほうから質問がありました200万円につきまして、税務署のほうに確認をいたしました。税金はかからないということでございました。そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（松崎 勲君） 企画財政室長兼政策室長、常泉秀雄君。

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 先ほどは申しわけございませんでした。ただいま野口課長からお答えがございましたけれども、交付につきましては一括でということを考えておりましたが、何年かに分けて、例えば5年に分けるとか、そういった交付方法もできるというようなことで、規則のほうでもうたっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

---

○議長（松崎 勲君） 暫時休憩します。再開は2時50分を予定しております。

（午後 2時42分）

---

○議長（松崎 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時50分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（松崎 勲君） 森川剛典君から議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。

森川剛典君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

森川剛典君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

このまましばらく休憩します。

（午後 2時50分）

---

○議長（松崎 勲君） 会議を再開します。

（午後 2時51分）

---

#### ◎森川剛典君の議員辞職の件

○議長（松崎 勲君） 追加日程第1、森川剛典君の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、森川剛典君の退場を求めます。

〔森川剛典君退場〕

○議長（松崎 勲君） ただいまお配りしたとおり、森川剛典君から平成25年12月14日をもって議員辞職をした  
いとの願ひが提出されました。

お諮りします。

森川剛典君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、森川剛典君の議員の辞職を許可することに決定しました。  
森川剛典君の入場を認めます。

〔森川剛典君入場〕

---

### ◎閉会の宣告

○議長（松崎 勲君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松崎 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

平成25年第4回長南町議会定例会を閉会します。

（午後 2時54分）

---

### ◎町長挨拶

○議長（松崎 勲君） 町長から挨拶したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、藤見昌弘君。

〔町長 藤見昌弘君登壇〕

○町長（藤見昌弘君） それでは、閉会に当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会につきましては、3日から本日まで3日間の日程で開催され、一般質問では、試行により進められている一問一答方式は、いよいよ最終段階に入り、双方の議論も活性化される中、すっかりと定着し、その裏づけとなる規則改正の方向に向け、着々と準備を進めていると伺っております。ぜひ、どこにも引けをとらない町議会の活性化に向かうものと固く信じておりますので、よろしく願いをいたします。

また、ご提案申しあげました各案件につきましては、原案のとおりご可決賜り、誠にありがとうございました。

さて、ここで、来年1月19日執行予定の町長選挙には、お三人の方が出馬予定と新聞報道等で伺っておりますが、時期的にも一番寒い時期で大変でしょうが、それぞれのお立場で選挙戦に臨んでいただければと思います。

最後になりましたが、寒い季節となり、くれぐれも健康面に十分お気をつけになって、引き続き皆様方のご健勝、そしていろいろな面でのご活躍をお願いするところでございます。

誠に3日間、大変でございました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松崎 勲君） 皆さん、ご協力ありがとうございました。また、ご苦勞さまでございました。

（午後 2時57分）